

長野県福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の届出について

長野県では、「福祉のまちづくり条例」やまちづくり関連施策により障害者・高齢者をはじめとした日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける方々にやさしいまちづくりの推進を行っています。

「福祉のまちづくり条例」では、一定の施設について障害者等に配慮した出入口、通路、エレベーターなどの整備基準を定めるとともに、障害者等の移動の円滑化を図り行動範囲を拡大するため、車いす用駐車場や点字ブロックの設置についても整備基準を設け、施設の新設等の際には、その基準に適合させるよう努めていただいています。

- 内 容 長野県福祉のまちづくり条例第16条第1項に基づく届出
- 受付期間 特定施設の新築等の工事に着手する日又は施設の用途を変更して特定施設にしようとする日の30日前
- 受付窓口 対象建設工事のうち一部の小規模なもの → 飯田市  
上記以外 全ての対象建設工事 → 知事（各建設事務所）

\*上記についての詳細は、長野県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shisaku/machizukuri/shikokisoku/ki jun.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775